平成29年第9回庄原市教育委員会 会議録

1 日 時 平成 29 年 8 月 18 日 (金) 午後 1 時 00 分開会 午後 4 時 09 分閉会

- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎5階 第2委員会室
- 3 出席委員 教育長 牧原 明人教育委員 末信 丈夫、横山 和明、神本 久美、立花 有佐
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山祐子 教育部教育総務課長 荘川隆則 教育部教育指導課長 中重秋登 教育部生涯学習課長 花田譲二 教育部教育総務課総務係長 宗綱秀臣 教育部教育指導課指導係長 東直美
- 6 傍 聴 人 1人
- 7 議事日程 日程第2 議案第49号 平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の結果に関する報告書について
 - 日程第3 議案第50号 庄原市指定文化財の指定について

日程第4 議案第51号 平成30年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について

日程第5 議案第52号 平成30年度使用小学校用教科用図書の採択について

日程第6 個別報告及び協議事項

・ 庄原市博物館・資料館運営方針について

その他

教育長 ただ今から平成29年第9回庄原市教育委員会を開会します。会議日程に従いまして進めます。

日程第1 教育長報告

教育長 日程第1 教育長報告を行います。

- ・ 学校適正配置について
- ・ 平成29年度庄原市成人式について
- 第52回庄原市少年少女水泳記録会及び四県四郡市総合体育大会について
- ・ 庄原市総合教育会議について 教育部長からの報告をお願いします。
- ・ 庄原市交通死亡事故多発警報の発令について
- ・ 庄原市戦没者追悼式並びに平和記念式典について

教育長

各課からの報告をお願いします。まず、教育総務課からお願いします。

教育総務課長

- ・ 学校施設管理・整備事業について
- ・ 小中学校適正配置基本方針・実施計画の策定について
- ・ 市議会9月議会への対応について

教育長

教育指導課からお願いします。

教育指導課長

- ・ 「学びの変革」パイロット校・事業指定校について
- ・ 児童・生徒及び教職員の動向について
- ・ 小中学校秋季運動会及び各学校研究会について

教育長

生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長

- ・ 平成29年度庄原市成人式について
- ・ 芸術・文化施設の活用・促進について
- ひろしまクロスカントリー大会について

日程第2 議案第49号 平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果 に関する報告書について

教育長

日程第2 議案第49号「平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の結果に関する報告書について」を議題とします。事務局より議案の 説明をお願いします。

教育総務課長

議案第49号 平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について説明します。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、毎年教育委員会に権限を有する事務の管理及び執行状況の点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出すると共に公表することが義務付けられており、事務局で作成した当該報告書案について関係法規に基づき教育委員会の承認をお願いするものです。

別冊の報告書をご覧下さい。第1章から第3章までの概要につきましては既に前回までの教育委員会議等で協議頂いていますので説明は省略しますが、7月28日に開催した教育事務点検評価に関する意見交換会以降の修正箇所を主に説明します。 (別紙 議案第49号参考資料 を説明)

また、58ページ以降に第4章として、庄原市教育事務評価検討委員の意見について、先般の意見交換会にて頂いた意見や意見交換会に欠席された委員へは別途意見 聴取を行い、7名の全委員から頂いた意見を整理し掲載しています。なお、この報 告書を承認頂いた後、庄原市議会9月定例会へ提出、報告をし、その後市ホームペ ージに掲載して公表する予定です。議案第49号の説明は以上です。

教育長

この件につきましては、これまでの教育委員会議をはじめ、様々な会議や協議の 場でも説明し、意見を頂いているところです。今回幾つかの修正と合わせて、特に 58ページ以降を特に検討委員の意見が加わったということですが、何か質問や意見 がありましたらお願いします。

全員 (なし)

教育長 議案第49号について採決を行います。承認される委員は挙手をお願いします。

全員

教育長 挙手全員ですので、議案第49号は承認されました。

日程第2 議案第50号 庄原市指定文化財の指定について

教育長 日程第3 議案第50号「庄原市指定文化財の指定について」を議題とします。事 務局より議案の説明をお願いします。

生涯学習課長

議案第50号庄原市文化財保護条例第15条第2項の規定により、次の庄原市指定 文化財を2件指定することについて教育委員会の承認を求めるものです。

1件は庄原市指定天然記念物吾妻山のアカイタヤ、もう1件は庄原市指定天然記 念物比婆山のイチイ群です。別紙参考資料を配布していますのでご覧下さい。

吾妻山のアカイタヤですが、所在地は庄原市比和町森脇字槇原台 5423 番地 1、所 有者は広島県北部農林水産事務所です。アカイタヤはイタヤカエデの一種で、日本 海側の多雪地帯に主に分布するもので、中国地方では鳥取県や島根県の産地で大木 が見受けられますが、広島県内で自生することは非常に稀です。この木につきまし ては胸の高さでの幹の太さが 3.64 メートル、樹高が 35 メートルの巨木であり、希 少な樹木ということで、7月18日に開催しました文化財保護審議委員会において諮 問し、文化財の指定が妥当と建議を頂いたところです。

もう1件は比婆山のイチイ群です。所在地は庄原市比和町三河内字超原山8232番 178、181、186、所有者は庄原市及び比婆山神社です。参考資料の分布図は比婆山、 俗に言う御陵の全体の頂上の地図ですが、合併前の旧西城町時代において、御陵の イザナミノミコトを葬ったとされる御陵周辺にあるイチイ群について、昭和 43 年 6月に旧西城町により天然記念物に指定しています。実は頂上周辺は西城町と比和 町に分かれていて、比和町側分については指定されていませんでした。実際には比 和町側にも多くのイチイ群があることが平成 28 年の調査で詳細が明らかになりま したので、未指定である比和側の群落についても既指定のイチイ群と一体的に指定 する方が万全ということで、今回「追加の指定」という言い方になります。

こちらの方も文化財保護審議委員会で諮問を行い、追加指定が適当であるという 建議を頂いたところです。以上この2件を教育委員会にて承認を求めたいと思いま す。ご審議を頂きますようよろしくお願いします。

ただ今の説明につきまして何か質疑はありますでしょうか。

教育長

末信委員

指定について意義はありませんが、この度指定になったきっかけは何でしょうか。 2つの内1つは調査の結果によってという説明でしたが、こういったことは他にもあるのでしょうか。

生涯学習課長

特に天然記念物、植物樹木に関しては色々な情報を頂いたり、審議会での専門の先生方の調査によってということになります。特にこの比婆山のイチイ群については、いざなみ街道物語事業で熊野神社を中心に調査をする中、イチイ群についても調査しました。元々西城町側の指定済のイチイ群の一部が弱っているという調査結果も頂いている中で、他にもイチイ群が御陵の峰の頂上周辺にあることが判り、再度調査を行ったところ、比和町側にもたくさん分布がありました。ただし、比和町時代には未指定のままで西城町も御陵の峰を全体的に指定しているのですが西城側分だけということが判り、今回指定することになったということです。先ほどのアカイタヤについても、巨木であったり樹勢が旺盛であったりするものは、これらを守っていかなくてはいけないとか、非常に稀少であるとかとなれば、こういう形で文化財保護審議会の先生方の意見を頂いたり、調査の対象にさせて頂いております。

教育長 他にどうでしょうか。

全員 (なし)

教育長 議案第50号について採決を行います。承認される委員は挙手をお願いします。

全員 (挙手)

教育長 賛成全員ですので、議案 50 号は承認されました。

日程第4 議案第51号 平成30年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について(非公開)

日程第5 議案第52号 平成30年度使用小学校用教科用図書の採択について(非公開)

日程第6 個別報告及び協議事項

教育長 生涯学習課長 日程第6 個別報告及び協議事項に移ります。担当課から説明をお願いします。 庄原市博物館・資料館運営方針について報告をさせて頂きます。まず趣旨ですが、 平成28年4月に第2期庄原市博物館・資料館の新たなあり方基本計画を策定しま した。その中で第1期では基本的に博物館・資料館の基本的な方針を定める中で、 具体的に事業を取り組むべきことを策定したのがこの第2期計画です。その中で各 館が運営上、確実に取り組まなければならない業務や目標等を明確にし、具体的に 各館で独自の方針を定めたものが本日の報告の内容です。

各館の具体的かつ確実に取り組まなければならない業務等の目標について、それぞれ各館でテーマを定め、社会的に果たしていく目的「ミッション」という言い方をしていますが、これらを明確化・具現化していくため運営方針を定めたものです。各資料館は具体的な取り組みを進めていく訳ですが、位置付けについては博物館法第8条の規定で「博物館はその設置の目的をふまえ、資料の収集保管、展示、調査研究、教育普及活動の実施に関する基本的な運営方針を策定し、公表するよう努め

る」とされています。本来、比和自然科学博物館と帝釈峡博物展示施設時悠館がこの規定に基づく訳ですが、本来対象外である口和郷土資料館、庄原市歴史民族資料館、倉田百三文学館も同様に統一的な運営方針を定めて公表するものです。

個別の詳細な内容説明は割愛させて頂きますが、各博物館・資料館はこれまでこういった目標の設定が出来ていなかったということがあり、今後は独自の目標を定めて具体的な取り組みを進めていき、今後はこの運営方針を元に活動報告をさせて頂くことになろうかと思います。説明は以上です。

教育長ただ今報告がありましたが、質問はありますでしょうか。

全員 (なし)

教育長 以上を持ちまして、第9回庄原市教育委員会を閉会します。

会議終了 午後4時09分